

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法規制対象に該当するか否かについての助言を行うものでありますが、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありませんし、実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではないことを予めご承知おき下さい。

バーゼル法規制に係る事前相談書 (中古品輸出)

年 月 日

相談者	① 会社名： (輸出者・輸入者・通関業者・その他( ))	
	② 担当者 1) 氏名： , 2) 所属・役職：	
	③ 電話 - -	④ FAX - -
	⑤ 事前に税関に相談した場合は次を記入して下さい。 1) 税関の名称： 2) 担当官名： 3) 税関の指示内容： (電話)	
貨物	⑥ <input checked="" type="checkbox"/> 輸出 <input type="checkbox"/> 輸入	⑦ 申告の予定日： 年 月 日 申告予定税関名 (港)：
	⑧ 取引量： トン (コンテナ 本、フルコン 袋、パレット)	
	⑨ 相手国： ( 締約国 ・ OECD ・ 非締約国 )	
	⑩ 過去の中古品の輸出実績： 新規 ・ 実績有り 実績有りの場合はその内容 (時期、品目、数量)：	
	⑪ 中古品の内容 (全ての品目の具体的な中古品 (製品) 種名、数量)： 製品種名 (数量) 製品種名 (数量) 輸出する中古品毎に記載。	
	⑫ 破損、汚れ等の確認：確認済み (破損、汚れ等 無、 有 (→⑩へ)) 確認者の会社名、氏名： (通電等による正常作動検査結果)： 輸出する中古品毎に記載。	
	⑬ 荷姿 (運搬中の破損等防止策を踏まえ、梱包の方法を、品種毎に記載。)：	
	⑭ 発生 (購入) 元 (輸出の場合は、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路。 仕入元の古物営業法に基づく古物商の許可の有無。)： 発生元から輸出時までの保管状況： 建屋内、 その他 ( )	
	⑮ 輸出後の用途： 輸入国での販売、 再輸出、 その他 ( ) (販売等事業者名、住所)	
	⑯ 輸出後、軽微な修繕がある場合は、その内容：	
⑰ 輸出先国で、許可等ライセンスを義務づけている場合は、その 有、 無		

<p>⑱貨物及び本相談に係る確認事項（内容を確認の上、レ[チェック]をお願いします。）</p> <p style="text-align: right;">はい いいえ</p> <p>・ 今回の輸出で輸出する貨物は、相談貨物が全てであり、他の物は、無い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>（“いいえ”の場合には、本相談では、他の物については承っておりませんので、御認識願います。）</p> <p>（以下、相談貨物がミックスメタルスクラップの場合、確認をお願いします）</p> <p>・ 使用済み家電の混入は無い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>・ スクラップ火災の原因になるような物（バッテリー等）の混入は無い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	
<p>⑲事前相談にあたり、次の点についてご了承願います。確認しましたら、チェックをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">同意</p> <p>・ 提出頂いた書類は、行政文書として5年間保管させていただきますので御了承願います。 <input type="checkbox"/></p>	
<p>⑳ 以下の資料又はその写しの提出が必須です。</p> <p>1)インボイス、2)輸出入契約書、3)国内取引伝票（請求書、領収書等）、4)品目ごとの写真（梱包前、後）、5)輸入国での販売店舗の写真、6)企業概要、（必要に応じ、輸出先国のライセンス（写し）」等）。なお、欄内に記載できない場合は、別添を添付ください。</p>	

注) 本票送信後、必ず、(一財)日本環境衛生センター・バーゼル事前相談窓口までお電話願います。(電話)044-288-4941  
 貨物の写真はE-mailで、basel@jesc.or.jp までお送りください。

(日本環境衛生センター使用欄)

助言と同時に、「本助言については、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではなく、現実に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではない。」ということについて伝達を実施(実施したら、レ[チェック]する→□)

## (記入要領)

### 1. 相談者の欄

- (1) ①会社名の欄には、相談者が法人の場合はその名称を記入し、個人の場合は記入不要です。また、相談者が輸出者・輸入者・通関業者・その他のいずれか該当するものを○で囲んで下さい。
- (2) ②担当者の欄には、問い合わせ担当者の氏名・所属・役職を記入し、押印して下さい。
- (3) 事前に税関に相談した場合は、⑤の欄に税関の名称（支署、出張所まで）、担当官名（電話番号）、税関の指示内容を記入して下さい。

### 2. 貨物の欄

- (1) ⑦～⑨の欄に申告予定税関名（港）、申告の予定日、取引量、輸出国名を記入し、参考まで、当該国がバーゼル条約の締約国、OECD加盟国又はバーゼル条約の非締約国のいずれか該当するものを○で囲んでください。
- (2) ⑩過去の輸出実績の欄には、同様の貨物の過去の輸出実績について、有又は無のいずれか該当するものを○で囲み、有りの場合はその内容（時期、品目、数量）を記入してください。
- (3) ⑪中古品の内容の欄には、全ての品種（製品種）名ごとに数量を記入してください。
- (4) ⑫欄については、破損、汚れ等の確認は、確認済みであることが前提です。未確認であれば、確認後、提出してください。確認した結果、破損・汚れ等について、該当するものを○で囲んでください。仮に、有に○をした場合、⑬を確実に記載してください。  
中古品の種類に応じては、個別製品ごとに製造年・型式・メーカーと通電等による正常作動検査結果を記載した別添資料を添付してください。
- (5) ⑬荷姿の欄には、品目ごとに、個々に段ボール、ビニル包装等を実施している否か、その梱包方法等を記載してください。（必要に応じて、別添資料として記載いただいても結構です。）  
また、液晶テレビ等の画面部等、運搬中に破損する恐れのある箇所には、画面等の保護を実施しているかを記載してください。これら保護が実施されていない場合や、個々の中古品に包装をせずフレコン袋等にまとめて積み込む場合等は、運搬中の破損の恐れがあり荷姿が不適切として、中古品とみなせない場合があることに、ご注意ください。
- (6) ⑭発生（購入）元の欄には、輸出の場合にあたっては、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。また、古物商の許可・届出者である場合は、その旨、記載してください。保管状況は、該当するものを○で囲ってください。
- (7) ⑮輸出後の用途の欄には、輸出相手国において、当該中古品をどのような用途に使用するかについて、「販売」、「再輸出」、「その他」のいずれかに該当するものに○で囲み、「その他」の場合にあっては、具体的な内容を記入してください。また、事業者等名、住所は、それを販売する者を具体的に記載してください。（これは、輸出にあたっては、中古品の市場があり、それを適切に販売等する事業者の存在を確認するためのものです。）
- (8) ⑯軽微な修繕の有無の欄には、軽微な修繕の内容を記載してください。修繕がない場合は、「無し」と記載してください。なお、軽微な修理でない主要部の部品交換等を実施する場合は、交換したものが廃棄物等に該当する懸念がありますので、この場合は、環境省の各環境事務所にお問い合わせください。
- (9) ⑰輸出先国のライセンスの欄には、ライセンスを義務づけの有無を記載してください。義務づけている場合は、そのライセンスの概要を記載するとともに、ライセンスの写しを添付することとし、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳（又は、英語訳）をも添付してください。

### 3. 添付写真について

- (1) 中古品の品目ごとの写真
  - ① 品目毎に、梱包前の写真と、梱包後の写真を提出してください。
  - ② 複数の品目が同一貨物で輸出する場合は、その品目毎に、梱包前・後が必要です。
  - ③ また、同一品目であっても、その中古品の大きさや形状が大きく異なるものや、梱包の方法が違うものは、それ毎の写真が必要です。
- (2) 輸入国での販売店舗の写真

- ① 輸入国で市場があることを確認するための写真で、販売店舗（店舗全景（店舗名が確認できるもの）と商品陳列等の様子が分かるもの）の写真を提出してください。
- ② 再輸出が予定されている場合は、再輸出されるまでの保管場所の写真を提出してください。

#### 4. その他

- (1) 記載内容が多く、事前相談書（1枚）に記載できない場合は、別紙○として記載し、添付してください。
- (2) 中古品取引の事実関係が確認できる輸出者と輸入者との間の契約書等を提出してください。なお、当該契約書等には、「使用済み電気・電子機器の中古品の販売に関する内容（取引価格に関する情報を含む）」及び「部品取りされない」旨が少なくとも記載されていることが必要です。
- (3) 廃棄物処理法上の廃棄物の該非については、本事前相談で受け付けておりません。  
廃棄物処理法に規定する廃棄物に、「該当」と相談者が判断される場合や、「該当」となる恐れがある場合には、最寄りの環境省地方環境事務所にご相談ください。